

議案第 5 4 号

令和 7 年度志摩市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、令和 7 年度志摩市下水道事業会計未処分利益剰余金 33,505,415円のうち、企業債償還のために取崩した減債積立金 13,467,096円及び補てん財源として使用した当年度利益剰余金処分数 6,000,000円を、処分後資本金へ組入れ、残りの 14,038,319円を減債積立金に積立てる。また、併せて、同法第30条第 4 項の規定により、令和 7 年度志摩市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉